

美浜町

障害福祉サービスガイド



令和7年1月作成

もくじ

障害のある人を対象としたサービスとは	… P2
サービス利用までの流れ	… P3
自立支援給付によって利用できるサービス	… P5
児童福祉法によって利用できるサービス	… P8
地域生活支援事業によって利用できるサービス	… P9
サービスを利用した時の利用者負担	… P10



障害のある人を対象としたサービスとは

障害のある人を対象とした障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて行われます。サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。また、障害のある児童には「児童福祉法」にもとづいて行われるサービスもあります。

★サービスの対象となるのは、大きく分けて「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」「障害児」「難病等患者」です。

障害者総合支援法

◆ 自立支援給付

介護給付	障害の程度が一定以上の人に日常生活や療養に必要な介護を行います。 ●居宅介護 ●短期入所 ●療養介護 など
訓練等給付	自立して地域で暮らしていくための必要な知識や技術を身につける支援をします。 ●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 など
補装具	身体機能の代わりとなる補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。

◆ 地域生活支援事業

地域の実情に合わせてさまざまな事業を行っています。

●相談支援 ●移動支援 ●日常生活用具の給付 など

児童福祉法

障害のある児童の日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。

●障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス 他） ●障害児入所支援 など

サービス利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するためには、福祉課への申請が必要です。ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。

① 相談

まずは、福祉課の窓口で相談します。
相談の結果、サービスが必要な場合は申請をします。



② 申請

障害のある人や、障害のある児童の保護者が申請用紙に必要な項目を記入して、福祉課の窓口へ提出します。申請は郵送でも可能です。

● 申請に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳 など）
- ・個人番号がわかるもの
- ・申請書及び世帯状況収入等申告書 ※用紙は福祉課窓口にあります。

③ 調査

福祉課の職員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障害や生活の状況などについて調査を行います。利用するサービスによっては調査が不要な場合もあります。

④ 審査・判定

③で行った調査の内容や主治医の意見書をもとに審査会にかけられ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す障害支援区分が判定されます。

⑤ サービス等利用計画案の作成依頼

相談支援事業者に、サービス等利用計画案の作成を依頼します。相談支援専門員が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。

⑥ 支給決定

⑤で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、障害福祉サービス受給者証が交付されます。

「障害福祉サービス受給者証」とは

障害福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときにサービス提供事業者に提示します。有効期間の更新や、支給量の変更を申請するときなどにも必要なので大切に保管してください。

⑦ 事業者と契約

支給が決定したら、サービスを利用する事業者とサービス利用に関する契約を結びます。この時点で利用する事業者が決まっていない場合は相談支援事業者に相談してください。

⑧ サービスの利用開始

受給者証を提示し、サービス等利用計画にそったサービスを利用します。

その後一定期間ごとにモニタリング(サービスの利用状況を検証とその結果に応じた利用計画の見直し)が行われます。



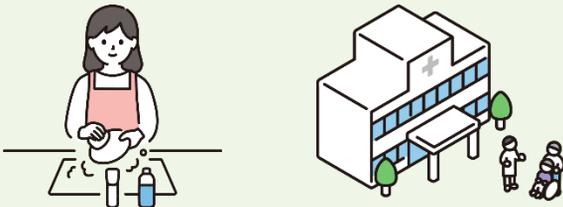
自立支援給付によって 利用できるサービス

自立支援給付のサービスには、ヘルパーなどに自宅を訪問してもらって受けるサービスや、施設に通ったり入所したりして受けるサービスなど、さまざまなものがあります。

訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり施設に通ったりして利用するサービスです。

◆ 自宅での暮らしを支援するサービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院の付き添いもします。 
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

◆ 外出を支援するサービス

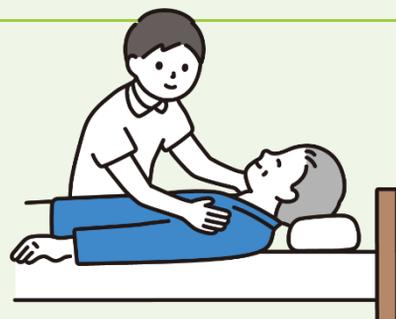
サービス名	サービス内容
同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。
行動援護	知的障害や精神障害でひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。

日中活動系サービス

入所施設で昼間の活動を支援するサービスです。

◆ 昼間の活動を支援するサービス

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものを作り出す創作的・生産的活動も行います。
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。 医療機関に入院して行うこともあります。



◆ 介護する家族などを支援するサービス

サービス名	サービス内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になった時などに、障害のある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。

居住支援系サービス

住まいの場で生活の相談や援助を行うサービスです。

◆ 住まいの場で生活を支援するサービス

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活している人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。
自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

施設系サービス

入所施設を住まいの場として支援するサービスです。

サービス名	サービス内容
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。

訓練系・就労系サービス

自立や就労のための訓練や支援を行うサービスです。

◆ 自立や就労を支援するサービス

サービス名	サービス内容
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
就労継続支援	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

補装具の支給

「補装具」は、身体に障害のある人の身体機能の代わりになったり、身体機能を補ったりするものです。事前に申請して認められると、補装具の購入費や修理費が支給されます。利用者負担は所得に応じた上限が決められています。

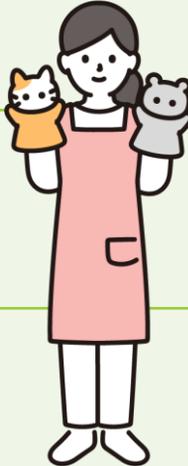
● 対象となる補装具

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、整形靴、人工内耳（修理）、（以下は障害児のみ）座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具

児童福祉法によって 利用できるサービス

児童福祉法によるサービスには、居宅サービスのほかに日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する通所サービスや入所サービスがあります。

◆ 子どもの発達や自立を支援するために

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。また、肢体不自由のある児童に対して治療を行います。 
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。 
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障害のある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児入所支援	障害のある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。 ※児童相談所が窓口となります。

地域生活支援事業によって 利用できるサービス

地域生活支援事業のサービスは、美浜町が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。ほかの障害福祉サービスと組み合わせて利用することができます。ここでは利用者の多い主なサービスを紹介します。

サービス名	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚に障害がある人のために、手話奉仕員または要約筆記奉仕員を派遣することにより意思疎通支援を行います。
日常生活用具給付事業	日常生活の中での困難を改善して、自立した生活を送るための助けになるようなさまざまな用具を支給します。
移動支援事業	ひとりで外出をすることが困難な人に、ヘルパーが付き添い、移動の支援を行います。
訪問入浴支援サービス	家庭内において入浴することが困難な重度の障害がある人に対し、移動入浴車を家庭に派遣し入浴の支援を行います。 
日中一時支援	日中において、介護する者がいない等で一時的に見守り等や日中の支援が必要な場合に支援を行います。
地域生活支援拠点等ネットワーク運営推進事業	障害のある人の地域生活への移行や定着を支援するために、緊急一時的な宿泊事業、体験的宿泊事業、コーディネート事業を行います。

サービスを利用した時の利用者負担

障害福祉サービスを利用した時の費用は、一部を利用者が負担し、残りは美浜町が負担します。利用者負担の割合は原則1割ですが、所得に応じて上限が設けられています。

所得を判断するときの世帯の範囲

- 18歳以上の障害者：障害者本人とその配偶者
- 障害児：保護者の属する住民基本台帳での世帯

◆ 障害者（18歳以上）の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	個人住民税非課税世帯	0円
一般1	個人住民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

◆ 障害児（18歳未満）の利用者負担

区分	世帯の収入状況		上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	個人住民税非課税世帯		0円
一般1	個人住民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

◆ 補装具の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	個人住民税非課税世帯	0円
一般	個人住民税課税世帯	37,200円

※一般の区分で所得割46万円以上の人がある場合、補装具にかかる費用は全額自己負担となります。

障害福祉サービス利用についての相談窓口

障害福祉サービスについて詳しく知りたいときや、利用したいときの相談窓口です。相談内容により適切なサービスや支援機関を紹介します。また、住まい、医療、教育、就労、家族、経済的なことなど総合的に相談、支援します。

◆ 知多南部相談支援センター わっぱる（精神）

電話番号 0569-73-3201

◆ 知多南部相談支援センター ゆめじろう（身体・療育）

電話番号 0569-72-6464

障害者の就労についての相談窓口

障害者が就労するための準備や求職活動の支援、見学や実習への同行をします。また、就職後の職場での問題への対応、コミュニケーション支援、仕事内容の調整など職場定着の支援も行います。

◆ 知多地域障害者就業・生活支援センター といろわーく

電話番号 0569-84-7500

このパンフレットの内容に関するお問い合わせ

〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

美浜町役場 福祉課 社会福祉係

電話番号 0569-82-1111（内線221・261）